

防府市教育委員会研究指定校補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は防府市立小・中学校教育の振興に係わる研究指定校(以下「学校」という。)に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 防府市長(以下「市長」という。)は、予算の範囲内において、学校が行う事業に要する活動経費につき、当該学校に補助する。

2 研究指定校の事業は次のとおりとする。

教育課程実施上の諸課題を解決するための研究課題や、社会の変化への対応や地域社会との連携を視野に入れた研究課題を設け、一定期間の継続的な実践研究を行う。研究課題解明のために特色ある教育活動や先進的な研究に取り組み、併せてその成果を市内小・中学校に広め、本市学校教育の中核的な役割を担う。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規程による補助金の交付を申請しようとする学校長は、補助金交付申請書(第1号様式)に、当該年度の事業計画書及び予算書を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規程による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)により学校長に通知するものとする。

(事業計画の変更等承認申請)

第5条 学校長は、事業に要する経費の配分または事業計画の内容に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の交付)

第6条 学校長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内において、請求のあった補助金を当該学校長に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 学校長は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 学校長は、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他の関係資料を整備し、市長の要請に応じて閲覧に供し、調査し、また報告するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、学校長が、次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規程により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該学校長に対し、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。